

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250508	ライズイン株式会社(法人番号9260001015707) 代表者佐藤雅彦	岡山県倉敷市片島町1014番地1号	ロウズ観光事業所	岡山県倉敷市片島町1014番地1	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年3月12日及び同年4月17日、継続監視の監査対象であることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(2)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4
20250509	防長観光バス株式会社(法人番号5250001010506) 代表者寺戸健二	山口県周南市松保町7番9号	広島営業所	広島県広島市中区吉島新町一丁目27番6号	文書警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第16条第1項及び同法第27条第3項	令和6年12月10日、令和7年2月5日及び同年2月25日、横転事故を惹起したことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)、(3)異常気象時における措置義務違反(運輸規則第20条)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)経路の調査等の義務違反(運輸規則第28条)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)乗務員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	5	5
20250527	有限会社東和交通(法人番号9240002033503) 代表者神田健治	広島県呉市海岸1丁目7-8	呉北	広島県呉市焼山西1丁目23-32	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年2月20日及び同年4月21日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運行記録計による記録の保存義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	3	3